

食品添加物の不使用表示 に関する議論の振り返り

令和3年3月
消費者庁食品表示企画課

1. 「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」の概要

令和2年3月31日公表

現行制度の概要

○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品(ジャム類等)を除き、表示が不要。

○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

今後の整理の方向性

物質名等で表示を求める消費者からの要望

- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持**。
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定**。

・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除**。

・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討**。

- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が**連携し**、対象とする**世代に応じたアプローチ**を実施。

2. 食品添加物の消費者理解の現状

(平成29年度～令和元年度消費者意向調査報告書から)

Q あなたは、「食品添加物」は、安全性が評価されたものや我が国において広く使用されて長い食経験のあるものとして国に認められたものが、食品の加工又は保存の目的で使用されていることを知っていますか。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
はい	35.8%	35.7%	36.3%
いいえ	64.2%	64.3%	63.7%

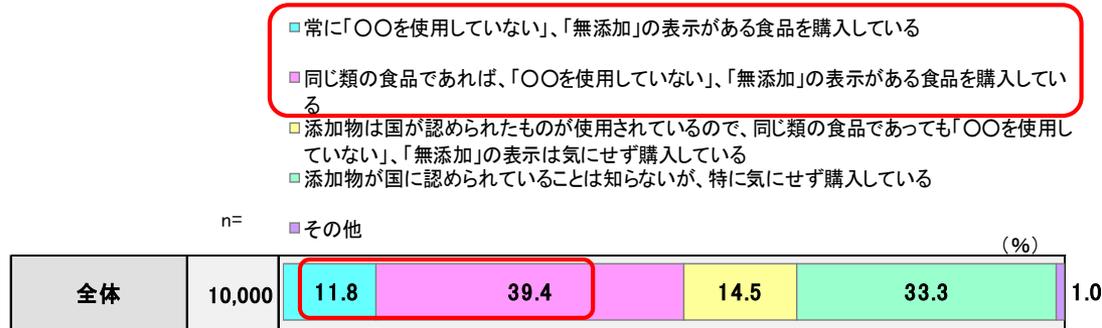
3. 食品添加物不使用表示の消費者理解の現状①

(平成29年度消費者意向調査報告書より抜粋)

第5回食品添加物表示制度に関する検討会 資料3

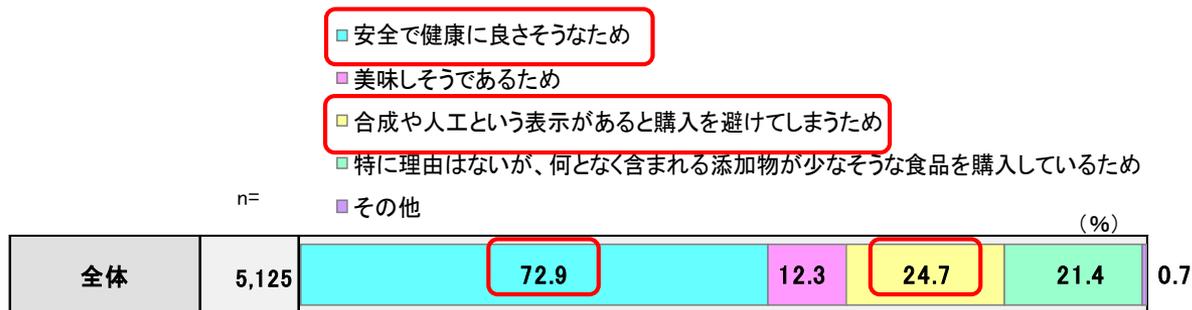
Q68. 現在販売されている食品には、「人工甘味料無添加」、「保存料を使用していません」、「合成着色料不使用」、「添加物不使用」など、添加物を使用していない旨の表示が見られます。あなたは購入時の商品選択の際に参考にしていますか。(ひとつだけ)

「同じ類の食品であれば、「〇〇を使用していない」、「無添加」の表示がある食品を購入している」が39.4%と最も多く、「常に「〇〇を使用していない」、「無添加」の表示がある食品を購入している」を合わせると51.2%であった。



Q69. (購入時の商品選択の際、「無添加」等の「表示がある食品を購入している」という方にお伺いします)あなたが「〇〇を使用していない」、「無添加」の表示がある食品を購入する理由をお教えてください。(いくつでも)

商品選択時に表示がある商品を購入している者の理由としては、「安全で健康に良さそうのため」が72.9%と最も多かった。



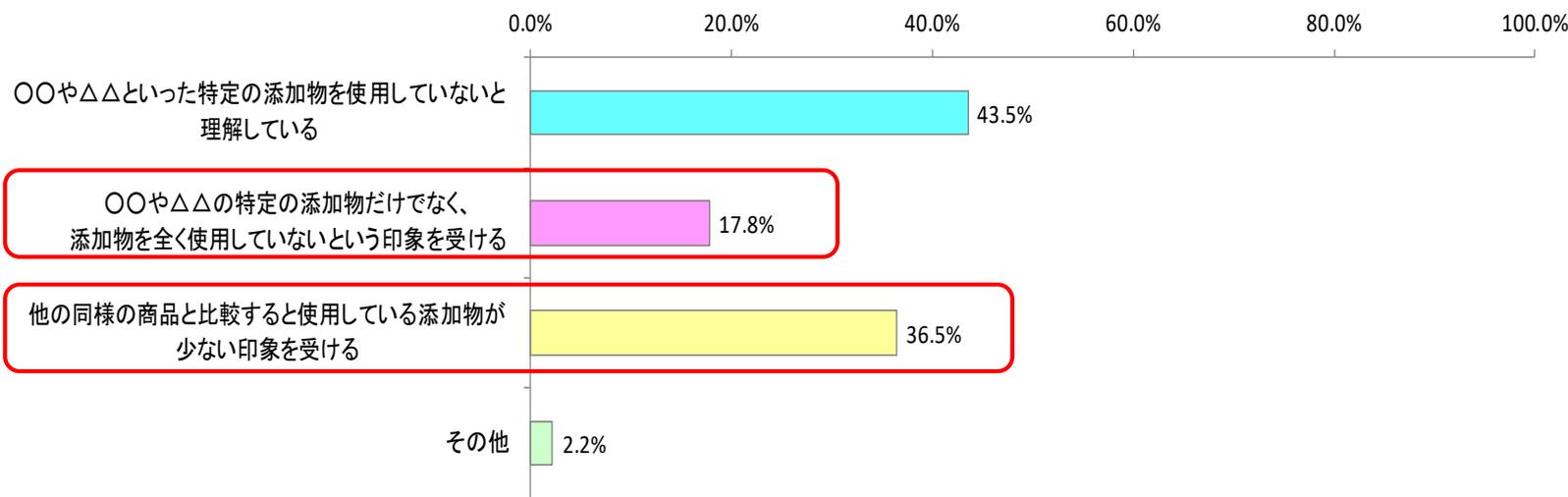
食品添加物不使用表示の消費者理解の現状②

(平成29年度消費者意向調査報告書から)

第5回食品添加物表示制度に関する検討会 資料3

Q. あなたは「〇〇を使用していない」、「△△無添加」など、〇〇や△△といった特定の添加物を使用していないという表示について、どのように思いますか。(ひとつだけ)

特定の添加物を使用していないという表示について、「〇〇や△△といった特定の添加物を使用していないと理解している」が43.5%と最も多かったが、「〇〇や△△といった特定の添加物だけでなく、添加物を全く使用していないという印象を受ける」と「他の同様の商品と比較すると使用している添加物が少ない印象を受ける」を合わせると54.3%であった。



その他

- ・体に良さそうという印象を受ける。
- ・「合成〇〇不使用」と表示されていても、「天然〇〇」が使用されることが多いので、表示自体信用していない。
- ・無添加の表示を無視している。
- ・それが自分にとって影響を与えるものが無添加とあれば安心できるが、ただし影響与える添加物を知る人のみ。
- ・良いとは思いますが、その基準はそもそもどうなのか？とか、製造元が勝手に言っているだけなのか、ちゃんと第三者機関が調べているのかなど、疑問が付きにくい。
- ・食品の鮮度が短いから早く消費しないといけないと感じる。

4. 現行の食品表示基準における食品添加物不使用表示に係る解釈

(1) 食品表示基準Q&A(平成27年消食表第140号 消費者庁食品表示企画課長通知)

(加工-90)「添加物は一切使用していません」、「無添加」などと表示をすることはできますか。

(答)

1 通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。

なお、加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。

また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。

2 さらに、同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません。

食品添加物表示制度に関する検討会において、「食品表示基準Q&A」の加工-90の設問については、廃止を含め見直しを求める意見が多数挙がった。

(加工－90)に保存料として使用されるソルビン酸を例に当てはめた場合

通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。

⇒ 果実酒にはソルビン酸が一般的に使用されることがあるので、ソルビン酸を使用していない果実酒は「ソルビン酸不使用」の表示ができる。

なお、加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。

⇒ ソルビン酸が使用された果実酒を隠し味としてチョコレートに少量使用した場合、果実酒に含まれるソルビン酸は、チョコレート中に含まれる量が微量でかつチョコレートの保存性に関与しないことから、キャリーオーバーとして食品添加物の表示は要しない。一方で、微量であってもソルビン酸を含む原材料が使用されていることから、「ソルビン酸不使用」等の不使用表示はできない。

また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。

⇒ 「無添加」と表示した場合、何が無添加であるのか消費者には分からない。添加物不使用の表示をするのであれば、「ソルビン酸無添加」と表示することが望ましい。なお、ソルビン酸は保存料として使用されるので、単なる無添加よりは具体的な「保存料無添加」の表示も可能。

なお、「保存料無添加」等の表示は、消費者意向調査で消費者の誤認が生じていることに留意が必要。

さらに、同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません。

⇒ 食品衛生法上で、ソルビン酸を使用できない清涼飲料水に、「ソルビン酸不使用」と表示することは不適切。一方で、果実酒には使用できない安息香酸は、保存料として清涼飲料水に使用可能なため、清涼飲料水に「安息香酸不使用」と表示することは可能。この場合、単なる無添加より具体的な「保存料不使用」の表示も可能。

前ページの例(保存料として使用されるソルビン酸)の整理表
 (ただし、加工助剤、キャリアオーバーの例を除く)

食品添加物	主な用途	使用対象	使用の可否	不使用表示の例
ソルビン酸	保存料	果実酒	可	ソルビン酸不使用 保存料不使用 等
		清涼飲料水	不可	—
安息香酸	保存料	果実酒	不可	—
		清涼飲料水	可	安息香酸不使用 保存料不使用 等

5. 食品添加物不使用表示の現状に対して考えられる要因①

第5回食品添加物表示制度に関する検討会 資料3を一部改編

(現状)

- ・添加物について、「不使用」、「無添加」(以下、「不使用」等)表示をするためのルールは存在しているものの、誤認を招く表示も存在しているという意見。
- ・消費者意向調査では、「不使用」等の表示を正確に理解していない消費者も存在。

考えられる要因

1. 食品表示基準Q&A加工-90関係

(1) 食品表示基準Q&A加工-90の記載が曖昧なのではないか。

- ・「通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品に添加物を使用していない場合」とはどのような場合か？
- ・「同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合」とはどのような場合か？

(2) 食品表示基準Q&A加工-90の記載内容は消費者に理解されているか。

- ・「加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。」
- ➡ 食塩や砂糖にも加工助剤等で食品添加物が使用されていることもあることを考慮し、「食品添加物不使用」や「食品添加物無添加」と表示することは避ける

(3) 食品表示基準Q&A加工-90の記載が適切なのか。

- ・「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。」
- ➡ 「〇〇不使用」、「△△無添加」等の表示についてどう思うか？(平成29年度消費者意向調査結果報告書 Q70より)
〇〇や△△の特定の添加物だけでなく、添加物を全く使用していないという印象を受ける:17.8%
- ➡ 清涼飲料水で着色料不使用と書いてあるものを購入したところ、合成保存料が一括表示欄に表示されていた。それ自体は間違いではないと思うが、誤解を招く可能性がある。

(4) 食品表示基準Q&A加工-90の記載で対応できるのか。

- ・保存料に分類されていないグリシンを日持ち向上のために使用した場合に保存料不使用と表示すること。
- ・添加物に代替する成分を含む物質(グルタミン酸ナトリウムを含む酵母エキス)を使用した場合に「添加物」等不使用と表示すること。

食品添加物不使用表示の現状に対して考えられる要因②

第5回食品添加物表示制度に関する検討会 資料3を一部改編

2. 表示に係る関係資料等の存在

- ・「不使用」等表示について、事業者はその根拠を示すことができるのか？

3. 用語の問題

(1) 用語の使い方に問題はないか？

- ・合成保存料や人工甘味料の用語が「不使用」、「無添加」等のために使用されているのではないか？

⇒令和2年7月公布の食品表示基準の一部を改正する内閣府令にて措置済。(令和4年3月31日までの経過措置)

(2) 基準のない用語を使っていないか？

- ・化学調味料とは何か？

4. 公正競争規約について

- ・公正競争規約等業界ごとにルールが異なっている。

5 「不使用」等を選ぶ消費者に必要なことは何か？

- ・添加物及び添加物表示についての理解。(⇒ 行政側の普及啓発の強化)



- ・現在流通している「不使用」等の表示に対して、消費者庁の一連のルールは適切か。また、必要十分か。
- ・「不使用」等の表示を行う事業者に対して、消費者が誤認することなく表示を理解するにはどうすればよいか。

6. 食品表示基準第9条（表示禁止事項）の考え方

第6回食品添加物表示制度に関する検討会 資料1を一部改編

（表示禁止事項）

第9条 食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三～十二 （略）

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示



優良（有利）誤認：優良（有利）誤認にあたるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断。



食品表示基準第9条第1項第1号及び第13号の解釈を示すもの

（Q & A加工-281）

表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真、その他の表示」とは、どのようなものですか。

（答）

1 加工食品の表示禁止事項は、第3条、第4条、第6条及び第7条（名称、原材料、添加物等）に関連するものに限定されます。

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・ 特定の原産地のもの、有機農産物など、特色のある原材料を一切使用していないにもかかわらず、当該特色のある原材料を使用した旨の強調表示
- ・ 産地名を誤認させる表示
- ・ 添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示



Q & A加工-281は、第9条（表示禁止事項）の解釈を網羅的に示したものではない。

※表示を要さない加工助剤を添加物として使用しているにもかかわらず、添加物不使用と表示すること。

➡ 第9条第1項第13号に抵触する可能性（Q & A加工-90）

※ 単に「無添加」と表示すること

➡ 第9条第1項第2号に抵触する可能性

➡ 糖類、ナトリウム塩不使用との表示と紛らわしい場合もあるという問題は存在するものの、消費者がどのような意識で単なる「無添加」を認識しているのかということも考慮する必要がある。



食品表示基準第9条の表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのメルクマールとなるものが必要ではないか。

(加工－232)

糖類や食塩(ナトリウム)以外のものであっても、事実であれば無添加の表示は可能ですか。

(答)

糖類、ナトリウム以外については規定がないため、事実であれば表示は可能。

(加工－255)

添加物を使用していない場合、添加物欄を設けて「なし」と表示することはできますか。

(答)

添加物の使用の有無にかかわらず「なし」との表示は認められません。

○ 令和2年度消費者意向調査

- ・食品添加物の不使用表示について消費者の意向を確認。

○ 店舗における実態調査

- ・スーパーにおいて食品添加物の不使用表示の実態を確認。

(参考)「不使用」、「無添加」の表示に関する意見

食品添加物表示制度に関する検討会委員の意見 (第1回～第3回まで食品添加物表示制度に関する検討会議事録 抜粋)

(現行の行政の取組に関する意見)

- ・無添加・不使用表示を禁止すべき。
- ・無添加・不使用表示は、消費者の方々の誤認につながっている。
- ・コーデックスでは強調表示に関する一般ガイドラインもある。
- ・「不使用」、「無添加」表示について、禁止すべきとの意見が多いが、規制強化に反対との意見もある。
- ・公正競争規約は特定の業界の中でルールを決めるが、作り方によっては、堂々と書くことにもなりかねない。
- ・食品表示基準Q&Aの(加工-90)の考え方で、「無添加」とか「不使用」表示がだめだというのは、消費者に誤認を与えるという意味合いからだが、こうやって書けば強調表示をしてもいいとも見える。
- ・基準に沿って使われていれば健康への影響がないということも含めて、食品添加物に対する消費者理解を深めていかなければいけない。

(現行の事業者の取組に関する意見)

- ・添加物不使用や無添加の表示については、入っていないものをわざわざ書く必要はない。
- ・添加物の欄に何も書かれていなければ、大きな字で「無添加」と書く必要はない。
- ・「保存料無添加」と表示し、日持ち向上剤やpH調整剤が使われていると、表示の信頼性を損ねることにもなる。
- ・「何でも「無添加」、「不使用」というのはいかなものか。
- ・添加物ではない食品などほかのものを使っていることを書くのは、メーカーの努力。
- ・自主基準により不使用表示を自粛し、さらに公正競争規約の改定を進めていこうという取組は、とても有意義。
- ・冷凍食品は保存料を使わないでいいとメーカーのウェブサイトでは書いてあるにもかかわらず、保存料を使っていないということで、表面に大きくマークをつけているのは疑問。

消費者団体等関係者ヒアリングにおける意見 (第2回食品添加物表示制度に関する検討会議事録より抜粋)

(現行の行政の取組に関する意見)

- ・無添加表示は優良誤認を招く表示例が多いので不要。
- ・無添加、添加物不使用の表示は、それ自体は間違いではないが、誤解を招く可能性がある。
- ・多くの消費者は食品添加物について不安を感じており、その大きな要因の1つが、「無添加」などの表示の問題ではないか。
- ・消費者の食品添加物に対する誤解を解くために、不使用表示の基準の明確化が必要。
- ・不使用・無添加の表示は、現在、示されているルールがあることについては、もう少し大事に考えるべき。

(現行の事業者の取組に関する意見)

- ・保存料無添加と書きながら、保存性を保つためにグリシンやpH調整剤などの添加物を添加している。
- ・合成着色料不使用と書きながら、天然系の着色料を使用している。
- ・化学調味料無添加と書きながら、同じ種類の物質が入った食品素材を使用している。
- ・乳化剤不使用と書きながらそれに代わる卵関係のものを使っている。
- ・法令の基準とそごがないことと、自主基準をクリアすることを条件として、無着色、無塩漬、無漂白という表示については一部行っている。
- ・食塩や砂糖も製造時に加工助剤等を使うことがあり、実際には「食品添加物無添加」とか、「食品添加物不使用」と表示できるものはほとんどない。
- ・無添加・不使用表現は要らないが、一生懸命頑張って無添加にしている、不使用にしているメーカーもいる。

事業者団体等関係者ヒアリングにおける意見 (第3回食品添加物表示制度に関する検討会議事録より抜粋)

(現行の行政の取組に関する意見)

- ・海外の行政機関からは、製品中にグルタミン酸が含まれる場合は「No MSG Added」と表示することは望ましくないという見解がある。
- ・Q&A(加工-90)については、これを根拠に行われている「〇〇不使用」等の強調表示が、現実として消費者に誤認を与える実態があることから、(加工-90)の廃止を望む。
- ・無添加と表記するには、表記することによる景品表示法上の優良誤認に当てはまるおそれがないかを、全て原材料の前処理から最終工程まで十分に精査する必要があると考えています。
- ・無添加、不使用表示については、定義が曖昧なため、ルールをしっかりと作った上で運用していくべき。

(現行の事業者の取組に関する意見)

- ・無添加表示を行う場合には、専ら「化学調味料」の表示が使われている実態がある。
- ・化学調味料無添加表示食品に十分量のうま味成分が含まれている。
- ・無添加表示というのは誤認を誘引するので、やめていただきたいという立場です。
- ・同じ成分であって、ただ添加物として分類されているものが添加されていないということをもってして強調表示をするのは、ぜひやめていただきたい。
- ・不使用表示は消費者に様々な誤認を与えるおそれがあるため、当該強調表示を自粛するとともに、「包装食パンの表示に関する公正競争規約」の改定予定。
- ・乳化剤については、不使用表示をしている市販のパン類から乳化剤成分が検出されている。
- ・イーストフードや乳化剤の代替物質を使用していながら「イーストフード、乳化剤不使用」等の強調表示をすることは、事実に基づいた科学的根拠のある表示ではない。
- ・食品添加物は必要な物質が必要な量だけ使用されており、単純に添加量を減らしたり、使用自体を無くしてしまうということは、おいしさを損なったり、健康被害のリスクが高まる場合がある。
- ・使用する種類が少ないことと使用量が少ないことは、必ずしも一致しません。
- ・複数種類の使用は、機能や効果のために意味があり、また、相乗効果で単一使用よりも少ない量で効果を発揮する場合があります。

(現行の行政の取組に関する意見)

- ・「人工」「合成」の用語削除の規制対象はあくまでも容器包装にある表示であって、ウェブサイトや紙媒体での広告については規制対象から外れるということだが、最近、ネット等の広告を見て申込みをする人がとても多い。今後策定される「無添加表示」に関するガイドラインについては、消費者の誤認が生じないように、ぜひウェブ広告なども対象にして対応策を検討していただきたい。
- ・容器包装だけでなく基本的には様々な媒体で得られる情報について、規制というところまでいくのかは分かりかねるが、基本的には同じように扱っていかなければいけない時代が来ているのではないかとこのところ感じている。紙媒体に限らず全方位的に何とか取り扱っていくという手法が取れるのかどうか、その辺も加味して検討いただきたい。
- ・広告との線が大変難しいが、包装の中で一括表示と、ネーミングの下の表現については、誤解、誤認を招かないように、ぜひ一貫性を持った形で検討いただきたい。
- ・義務表示の中で「人工」「合成」を外すということについては賛成。ただ、全ての場面で本当に外していいかどうかというのはよく検討する必要があると思う。「自主的かつ合理的な選択の機会」という食品表示法の原点の部分で用語が使われているということも考慮に入れなければならないのではないのでしょうか。全てが消費者の誤認を招いているとか、背景が誤認を招くような使われ方をしているということではありません。
- ・食品工場における厳重な衛生管理、クリーン化をやって、食品添加物を使わなくても消費期限や賞味期限を延ばす努力をしている企業あるため、今後ガイドラインの検討に当たってはその点についても評価する必要がある。
- ・この「人工」「合成」という用語の削除をすることの実質的な効果を市場、消費者の皆様に、あるいは先ほどありました生産者の企業の努力、この辺りがしっかり伝わる仕組みにするためには重要であるということかと思えます。

(現行の事業者の取組に関する意見)

- ・「合成保存料不使用」と書かれていても、実際には日持ち向上剤のグリシンや酢酸ナトリウムなどが使われていることがあり、優良誤認をさせるための用語になっている。

食品表示基準等の一部改正案に関する意見募集(令和2年4月17日) において寄せられた意見(抜粋)①

- ・「合成保存料無添加」や「合成着色料不使用」等、あたかも合成保存料や合成着色料を使用しないことが優れているという消費者誤認につながる表現をしている食品が市中に多く見られます。改正案の策定が、市中に見られる「無添加・不使用表示」の是正に向けた取組につながっていくことを期待します。
- ・法令上にない用語である「化学」を冠した「化学調味料」が無添加・不使用表示と併せて任意表示として使われているように、別表第6及び第7から削除したとしても、「人工」、「合成」を冠した用語が任意表示として使われる可能性があります。今後、無添加等の表示に関するガイドラインを策定する際には、「化学」、「人工」、「合成」の用語を冠した任意表示が使われることがないよう検討されることを望みます。
- ・添加物は一括表示欄で表示していなければ使っていないことは分かるので、任意表示でことさら無添加を強調する必要は無いと考えます。無添加・不使用等の表示は、添加物やそれを使用した製品の安全性への誤認を招くため問題があると考えており、規制をお願いしたいです。
- ・消費者が正しい情報に基づき適切に安心して製品を選択できるようにするために、人工、合成等を使用した任意表示も含めて、誤認を招く無添加等の表示に関する禁止事項を、具体的かつ網羅的に示すガイドラインを作成いただきたいです。
- ・食品表示は内容成分を消費者に理解いただく重要なツールであるため、「無添加」、「不使用」表示は消費者にそのものの真価を見誤らせる可能性があります。加えて、かえって消費者に不利益をもたらしたり(日持ち向上剤無添加による食中毒等)、食物廃棄(酸化防止剤無添加による消費期限の減少等)といった社会問題につながることも考慮する必要があります。このような状況を放置することなく、ガイドラインの策定等、是正する行政の取組に期待します。
- ・「人工」、「合成」、「化学」のパッケージ及び広告への記載の禁止とともに、景品表示法において、これらの文言に加え、「不使用」、「無添加」までを包括した基準、規定を定めることが望ましいと考えます。

食品表示基準等の一部改正案に関する意見募集(令和2年4月17日) において寄せられた意見(抜粋)②

・消費者意向調査の結果では、「人工」、「合成」等の添加物を使用している食品の購入は避けるという消費者の存在が明らかになっており、「合成着色料不使用」等の強調表示は、消費者に誤認を与える恐れのある表示であると考えます。一方で、消費者の嗜好にあわせ、食品添加物をできる限り使用しないで商品を生産する事業者もあり、それらの事業者は、その技術力を消費者に伝達する方法として、「人工〇〇不使用」や「合成〇〇無添加」の表記をしているものと考えます。これらの表示を完全に禁止すれば、消費者の選択の幅が狭まり、食品業界の発展の妨げになる可能性があることから、「人工」「合成」の表示を単に禁止するルールづくりではなく、消費者に誤認を生じさせないような表示のルールづくりが必要であると考えます。

・添加物としての調味料が使用されていない食品の訴求において「調味料不使用」と表示すると、一般食品の調味料との区別がつきにくく、消費者にとってむしろ分かりにくく、誤認を招く表示になる可能性があります。このため分かりやすい表示の観点から、食品と添加物を区分する意味でも、これまでも広く使用されている「化学調味料」の表示は許容していただくか、ガイドライン等で「調味料不使用」の旨を表示するための考え方や具体的な注意書き等を提示いただきたいです。

・無添加、不使用表示を不当に制限しないでください。「無添加」、「不使用」表示には誤解を招く不適切な表示もありますが、大部分は事業者の努力で食品添加物の使用を減らしたことの正当な表示です。虚偽、誇大な表示は現在でも景品表示法で禁止されています。「無添加」、「不使用」表示が食品添加物への不安を助長すると問題視する声が検討会にありますが、食品添加物の安全性評価の限界を踏まえない意見で、事業者の正当な努力を無にするものです。「無添加」、「不使用」表示を不当に制限しないよう、要望します。